

「商品の概要」添付資料

米ドル建一時払変額年金保険（年金額最低保証・Ⅲ型）「歓びのうた」
特別勘定に関するお知らせ

米ドル建一時払変額年金保険（年金額最低保証・Ⅲ型）「歓びのうた」の特別勘定に関しまして、下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

本資料におきましても、下記のとおりお読み替えください。

記

◆2018年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C004H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

(3) 変更内容（P5～P6参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティ米国債インデックス (3-5年)	FTSE 米国債インデックス (3-5年)

(4) 変更日

2018年5月19日

◆2015年3月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C004H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

(3) 変更内容（P5～P6参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティグループ米国債インデックス (3-5年)	シティ米国債インデックス (3-5年)

(4) 変更日

2015年3月31日

◆2014年12月 運用会社の名称の再変更について

(1) 名称の変更

●再変更時期 (2014年12月)

	変更前	変更後
運用会社の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ GmbH

●変更時期 (2012年10月)

	変更前	変更後
運用会社の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH

(2) 特別勘定への影響

特別勘定への影響はありません。

◆2012年9月 資産運用関連費用の変更について

	変更前	変更後
資産運用 関連費用	特別勘定において主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.4%	特別勘定において主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.36%

・変更日

2012年9月21日

以上

外貨でふやして受取り続ける

歓びのうた

米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・Ⅲ型)

Allianz 
アリアンツ生命保険

いのちのかぎり、ゆとりが続く。

■アリアンツ生命保険の取組み

 アリアンツ生命保険は
(財)東京都公園協会の都立公園
AED設置事業をサポートしています
設置場所などの詳細はホームページで
<http://life.allianz.co.jp/aed>

〈募集代理店〉

株式会社 **りそな銀行**

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

〈引受保険会社〉

アリアンツ生命保険株式会社

〒107-0051
東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル
カスタマーサービスセンター

 **0120-974-863**

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
<http://life.allianz.co.jp>

募集代理店

 **りそな銀行**
RESONA

引受保険会社

アリアンツ生命保険株式会社

歡びのうた

すぐ使いたい人にも、増やして使いたい人にもぴったり。
一生涯年金が受取れる米ドル建ての変額年金保険です。

point
1

年金はすぐにはずっとお受取り

年金は最短でご契約の1年後から、
一生涯にわたりお受取りいただけます。

※年金支払開始年齢は51歳から90歳です。

point
2

据置くことで 年金の最低保証額がアップします

年金をすぐに受取らず据置くことで、最低保証される
米ドル建ての年金額が毎年上がります。

※据置期間中、毎年の契約応当日ごとに最高9回にわたり増加します。
※受取総額の保証額が増加するものではありません(基本保険金額は増加しません)。
※米ドル建ての年金を円でお受取りいただく場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

point
3

市場の環境に対応する運用を行います

資産の価格変動に応じてその配分比率を毎週見直し、
安定した運用成果の実現を目指します。

※投資リスクについては1ページをご覧ください。

⚠ 投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国株式および米国債券などを主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

⚠ 為替リスクについて

- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

⚠ 諸費用について

- 「歡びのうた」にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」、「米ドルのお取扱いにかかる費用」がかかります。
- ・契約初期費用：一時払保険料に対して3%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
- ・保険契約関連費用：特別勘定の資産総額に対して年率2.98%の1/365を毎日控除します。
- ・資産運用関連費用：特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して年率0.4%の日割額を、管理報酬などとして毎日控除します。
- ・解約控除：契約日から10年未満に解約・一部解約または年金の一括支払をされる場合、契約日からの経過年数に応じ、解約控除対象額に対して4.0%~0.4%を解約返戻金の支払時または年金の一括支払時に積立金から控除します。
- ・年金管理費：遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合、支払年金額に対して1%を、年金支払日に責任準備金から控除します。

【米ドルのお取扱いにかかる費用】

- ・一時払保険料を米ドルでお払込みになる場合、保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、米ドル建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関にご確認ください。
- ・一時払保険料を円でお払込みになる場合や、年金や死亡給付金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。このとき適用される保険料円入金特約為替レート・年金円支払特約為替レート・円支払特約為替レートと対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)との差額が特約適用時のご負担となります。

保険料円入金特約為替レート	TTM+50銭
年金円支払特約為替レート 円支払特約為替レート	TTM-50銭

※特約適用時の対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)は、アリアンツ生命所定の金融機関(株式会社三井住友銀行)が公示するその日の最初の対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)の中間の値となります。

- ・上記の費用により、外国為替相場の変動がない場合でも、円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

年金はすぐにずっとお受取り

年金は最短でご契約の1年後から、一生にわたりお受取りいただけます。

point
1

- 最短で契約日の1年経過後の契約応当日から、被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金受取人に年金をお支払いします。
- 第1回の年金額は、年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、契約日における基準金利および年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた年金算出率を乗じた額となります。この年金額は、以後の特別勘定の運用実績にかかわらず、下がることはありません。… ①
- 第2回以後は、運用が好調で年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合や、年金支払日の前日の積立金額に年金算出率を乗じた額がそれまでの年金額より大きい場合、年金額が増加します。増加した年金額は以後下がることはありません。… ②

※年金支払開始年齢は51歳から90歳です。
※米ドル建ての年金を円でお受取りいただく場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

年金算出率

被保険者の年齢	51歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～73歳	74歳～76歳	77歳～79歳	80歳～82歳	83歳～90歳
年金算出率 (契約日における基準金利に応じて)	2.7%～5.8%	2.8%～5.9%	3.2%～6.3%	3.6%～6.7%	4.0%～7.1%	4.4%～7.5%	4.8%～7.9%	5.3%～8.4%	5.8%～8.9%
例 年金算出基準額 100,000米ドル 基準金利 4%の場合	4.3%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.0%	6.4%	6.9%	7.4%
第1回の年金額	4,300米ドル	4,400米ドル	4,800米ドル	5,200米ドル	5,600米ドル	6,000米ドル	6,400米ドル	6,900米ドル	7,400米ドル



※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。
(1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
(2) 契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のものです。
また、将来の積立金額、死亡給付金額、死亡一時金額、年金額などを保証するものではありません。

point
2

据置くことで年金の最低保証額がアップします

年金をすぐに受取らず据置くことで、最低保証される米ドル建ての年金額が毎年上がります。

- 第1回の年金額を計算する際に基準となる額(年金算出基準額)は、ご契約時は基本保険金額と同額ですが、据置期間中は、特別勘定の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日ごとに基本保険金額に対して年3%単利で最高9回にわたり増加します。

※受取総額の保証額が増加するものではありません(基本保険金額は増加しません)。
※米ドル建ての年金を円でお受取りいただく場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。



- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。
- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。(詳しくは13ページをご覧ください)

point
3

市場の環境に対応する運用を行います

資産の価格変動に応じてその配分比率を毎週見直し、安定した運用成果の実現を目指します。

- お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。
 - 特別勘定は株式・債券を組入れた「収益期待資産」と、短期金融資産を組入れた「リスク回避資産」で構成され、これらの資産の配分比率が毎週自動的に見直されます。
- ※投資リスクについては1ページをご覧ください。



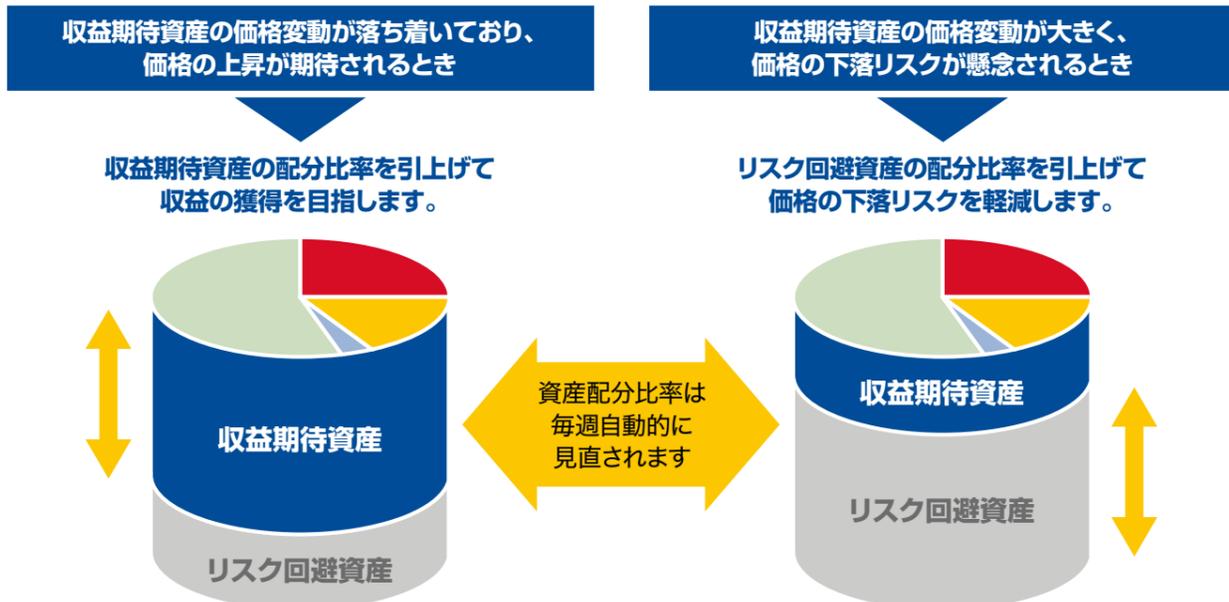
- ご契約の間中は「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」がかかります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」、「米ドルのお取扱いにかかる費用」がかかります。(詳しくは14ページをご覧ください)

特別勘定 [グローバルバランス型(C004H)]

資産の価格変動に応じて、「収益期待資産(株式・債券などへの投資)」と、「リスク回避資産(米ドル短期金利並みの収益を目指します)」の配分比率が毎週見直されます。

特別勘定のしくみ

- グローバルバランス型(C004H)は、株式・債券を組入れた「収益期待資産」と、短期金融資産(米ドル短期金利並みの収益を目指します)を組入れた「リスク回避資産」で構成されています。
- これらの資産の配分比率は、収益期待資産のボラティリティ*に応じて毎週自動的に見直されます。
*ボラティリティとは、株式や債券などの値動きにもとづいて算出した、価格変動の大きさを示す指標です。



資産配分比率の算出方法
 収益期待資産の配分比率=外国投資信託が目標とするボラティリティ(年率5%)÷収益期待資産のボラティリティ(年率)×100
 リスク回避資産の配分比率=100%-収益期待資産の配分比率
 ※収益期待資産の配分比率は100%が上限です。

特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託

外国投資信託名:アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD)
 (ルクセンブルク籍の外国投資信託です)

資産種類	組入比率	ベンチマーク	運用会社
米国株式	25%	S&P500種指数	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH
欧州株式 (為替ヘッジあり)*1	10%	ユーロ・ストックス50指数 (為替ヘッジ付)	
英国株式 (為替ヘッジあり)*1	5%	FTSE100指数 (為替ヘッジ付)	
米国債券	60%	シティグループ 米国債インデックス (3-5年)	
短期金融資産*2	—	設定されていません ※米ドル短期金利並みの 収益を目指します。	

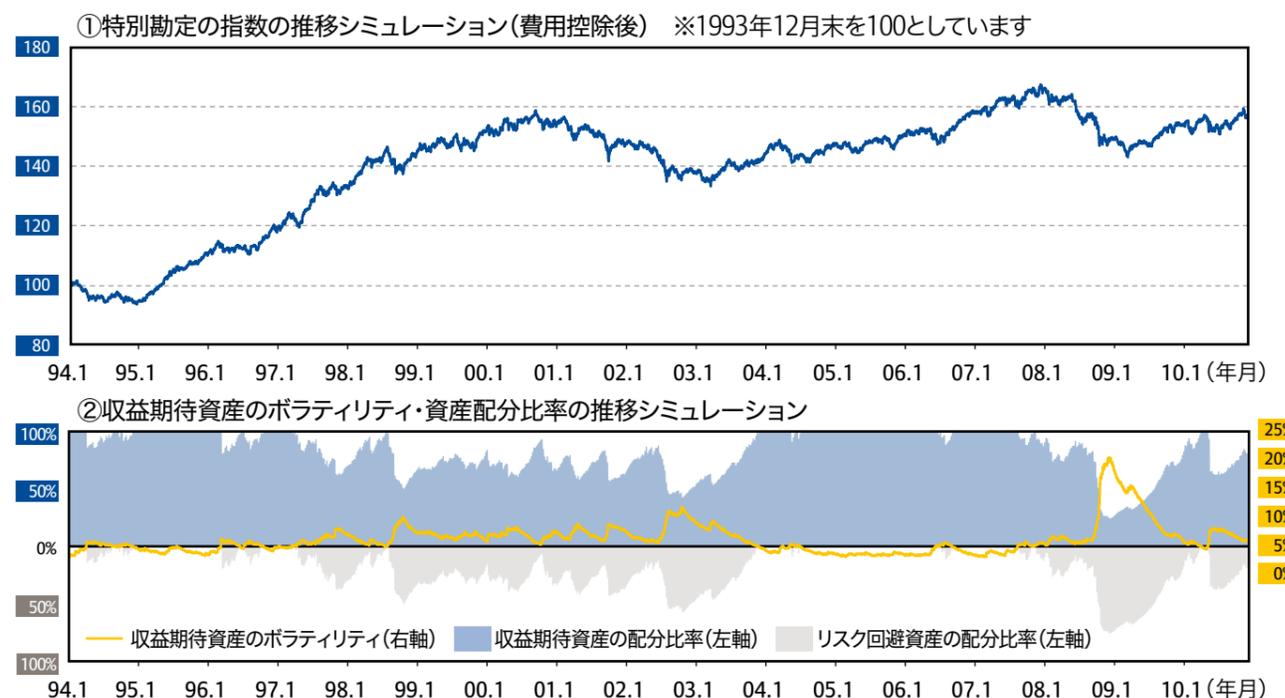
*1 米ドルに対しての為替ヘッジを行います。

*2 残存期間1年未満の公社債など、米ドル建てで安全性および流動性の高いものを状況に応じて選択します。

アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD)の主な投資リスク

金利リスク	金利が上昇すると、外国投資信託が保有する利付証券の価格が大きく下落することがあります。
信用リスク	外国投資信託で直接ないしは間接的に保有している証券もしくは短期金融商品の発行体の信用度が下がることがあります。この場合、これらの価格は一般的な市場変動による場合よりも大きく下落することになります。
市場リスク	外国投資信託が直接ないしは間接的に証券およびその他の資産に投資する場合には、様々なまた時として合理的ではない要因により、市場全体の価格下落が通常より大きな幅で長く続くこともあります。
流動性リスク	流動性に乏しい(容易に売却できない)資産では、売却できないリスクや大幅に割安な価格でしか売却できないリスクがあります。また、流動性に乏しい資産を購入する場合には、その価格が大幅に割高になることもあります。
カントリーリスク	外国投資信託が投資している国が経済的あるいは政治的に不安定な場合、該当する証券あるいはその他の資産の発行体に支払能力があったとしても、全額あるいは一部の金額を受取るできない場合があります。

シミュレーション データ期間:1993年12月末~2010年11月末



※このシミュレーションは、過去において各指数(インデックス)と同じ運用成果を実現したと仮定した場合のものであり、実際の運用による結果ではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※このシミュレーションでは、過去200営業日の日次リターンにより算出された収益期待資産のボラティリティにもとづき、収益期待資産およびリスク回避資産の配分比率を毎週見直したものととして算出しています。

<使用インデックス> 【米国株式】S&P500種指数:スタンダード&プアーズ サービスーズ 【欧州株式(為替ヘッジあり)】ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)*:STOXX Ltd. 【英国株式(為替ヘッジあり)】FTSE100指数(為替ヘッジ付)*:FTSEインターナショナルリミテッド 【米国債券】シティグループ米国債インデックス(3-5年):シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク 【短期金融資産】フェデラル・ファンド・レート(FFレート) 【グローバルバランス型(C004H)の収益期待資産】米国株式は25%、欧州株式(為替ヘッジあり)は10%、英国株式(為替ヘッジあり)は5%、米国債券は60%の比率で保有した前提で、各資産種類の収益率から算出した指数
 *為替ヘッジ付の指数は、為替ヘッジコスト相当分を考慮してアリアンツ生命が作成

S&P500種指数、ユーロ・ストックス50指数®、FTSE100指数およびシティグループ米国債インデックス(3-5年)は、それぞれスタンダード&プアーズ サービスーズ、STOXX Ltd.、FTSEインターナショナルリミテッドおよびシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクまたはそれらの許諾者の知的財産および登録商標であり、その許可のもとに使用しています。当指数を使用した本保険商品および投資信託は、各社またはそれらの許諾者によって保証、支持、販売促進されるものではなく、また、各社またはそれらの許諾者は一切の責任を負いません。

年金受取シミュレーション

ご契約例： 契約年齢65歳 一時払保険料100,000米ドル
 据置期間1年 年金支払開始年齢66歳
 基準金利4%(年金額算出率5.2%)

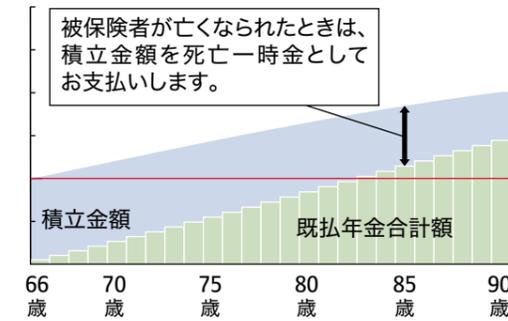
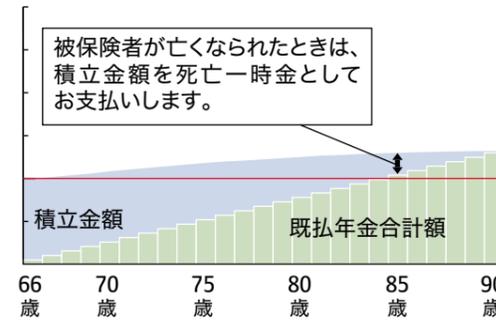
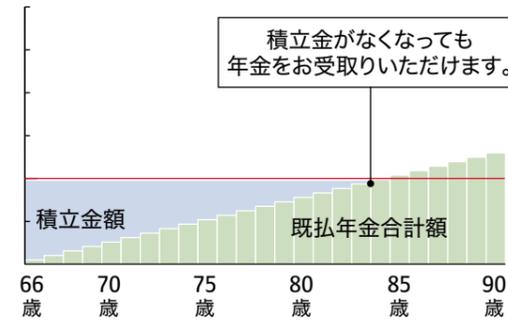
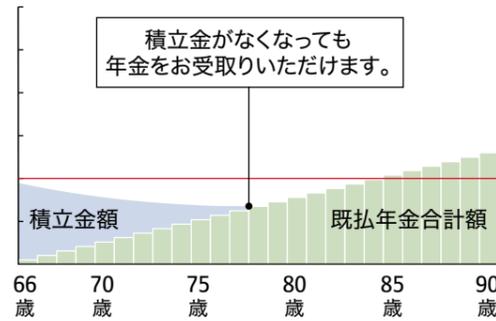
※年齢表示は全て満年齢
 ※単位は米ドル、1米ドル未満は切捨て
 ※運用利回りは年率

年齢	経過年数	運用利回り -5.0%					運用利回り 0%				
		年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②	年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②
66	1	5,200	5,200	87,053	94,800	100,000	5,200	5,200	91,800	94,800	100,000
67	2	5,200	10,400	77,500	89,600	100,000	5,200	10,400	86,600	89,600	100,000
68	3	5,200	15,600	68,425	84,400	100,000	5,200	15,600	81,400	84,400	100,000
69	4	5,200	20,800	59,804	79,200	100,000	5,200	20,800	76,200	79,200	100,000
70	5	5,200	26,000	51,614	74,000	100,000	5,200	26,000	71,000	74,000	100,000
71	6	5,200	31,200	43,833	68,800	100,000	5,200	31,200	65,800	68,800	100,000
72	7	5,200	36,400	36,441	63,600	100,000	5,200	36,400	60,600	63,600	100,000
73	8	5,200	41,600	29,419	58,400	100,000	5,200	41,600	55,400	58,400	100,000
74	9	5,200	46,800	22,748	53,200	100,000	5,200	46,800	50,200	53,200	100,000
75	10	5,200	52,000	16,411	48,000	100,000	5,200	52,000	45,000	48,000	100,000
76	11	5,200	57,200	10,390	42,800	100,000	5,200	57,200	39,800	42,800	100,000
77	12	5,200	62,400	4,671	37,600	100,000	5,200	62,400	34,600	37,600	100,000
78	13	5,200	67,600	0	32,400	100,000	5,200	67,600	29,400	32,400	100,000
79	14	5,200	72,800	0	27,200	100,000	5,200	72,800	24,200	27,200	100,000
80	15	5,200	78,000	0	22,000	100,000	5,200	78,000	19,000	22,000	100,000
81	16	5,200	83,200	0	16,800	100,000	5,200	83,200	13,800	16,800	100,000
82	17	5,200	88,400	0	11,600	100,000	5,200	88,400	8,600	11,600	100,000
83	18	5,200	93,600	0	6,400	100,000	5,200	93,600	3,400	6,400	100,000
84	19	5,200	98,800	0	1,200	100,000	5,200	98,800	0	1,200	100,000
85	20	5,200	104,000	0	0	104,000	5,200	104,000	0	0	104,000
86	21	5,200	109,200	0	0	109,200	5,200	109,200	0	0	109,200
87	22	5,200	114,400	0	0	114,400	5,200	114,400	0	0	114,400
88	23	5,200	119,600	0	0	119,600	5,200	119,600	0	0	119,600
89	24	5,200	124,800	0	0	124,800	5,200	124,800	0	0	124,800
90	25	5,200	130,000	0	0	130,000	5,200	130,000	0	0	130,000

年齢	経過年数	運用利回り 2.5%					運用利回り 5.0%				
		年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②	年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②
66	1	5,200	5,200	94,171	94,800	100,000	5,290	5,290	96,450	96,450	101,741
67	2	5,200	10,400	91,325	91,325	101,725	5,290	10,581	95,982	95,982	106,563
68	3	5,200	15,600	88,408	88,408	104,008	5,290	15,871	95,491	95,491	111,362
69	4	5,200	20,800	85,418	85,418	106,218	5,290	21,162	94,975	94,975	116,137
70	5	5,200	26,000	82,354	82,354	108,354	5,584	26,746	94,139	94,139	120,886
71	6	5,200	31,200	79,213	79,213	110,413	5,584	32,331	93,261	93,261	125,593
72	7	5,200	36,400	75,993	75,993	112,393	5,584	37,915	92,340	92,340	130,256
73	8	5,200	41,600	72,693	72,693	114,293	5,584	43,500	91,372	91,372	134,873
74	9	5,200	46,800	69,310	69,310	116,110	5,756	49,256	90,185	90,185	139,441
75	10	5,200	52,000	65,843	65,843	117,843	5,756	55,013	88,937	88,937	143,951
76	11	5,200	57,200	62,289	62,289	119,489	5,756	60,769	87,628	87,628	148,397
77	12	5,200	62,400	58,646	58,646	121,046	5,888	66,658	86,120	86,120	152,779
78	13	5,200	67,600	54,912	54,912	122,512	5,888	72,547	84,538	84,538	157,085
79	14	5,200	72,800	51,085	51,085	123,885	5,888	78,435	82,876	82,876	161,312
80	15	5,200	78,000	47,162	47,162	125,162	6,004	84,440	81,016	81,016	165,456
81	16	5,200	83,200	43,141	43,141	126,341	6,004	90,444	79,062	79,062	169,507
82	17	5,200	88,400	39,020	39,020	127,420	6,004	96,448	77,011	77,011	173,460
83	18	5,200	93,600	34,796	34,796	128,396	6,004	102,453	74,857	74,857	177,310
84	19	5,200	98,800	30,465	30,465	129,265	6,004	108,457	72,595	72,595	181,053
85	20	5,200	104,000	26,027	26,027	130,027	6,004	114,462	70,221	70,221	184,683
86	21	5,200	109,200	21,478	21,478	130,678	6,004	120,466	67,727	67,727	188,194
87	22	5,200	114,400	16,815	16,815	131,215	6,004	126,471	65,109	65,109	191,580
88	23	5,200	119,600	12,035	12,035	131,635	6,004	132,475	62,360	62,360	194,836
89	24	5,200	124,800	7,136	7,136	131,936	6,004	138,479	59,474	59,474	197,954
90	25	5,200	130,000	2,114	2,114	132,114	6,004	144,484	56,443	56,443	200,928

積立金額と既払年金合計額の推移グラフ

一時払保険料 (100,000米ドル)



- この資料に記載の各種数値は、契約例その他一定の条件にもとづく試算結果であり、将来の運用実績や年金額などをお約束するものではありません。
- 記載の数値は、契約日から起算して9日目に運用を開始したものと計算したものです。



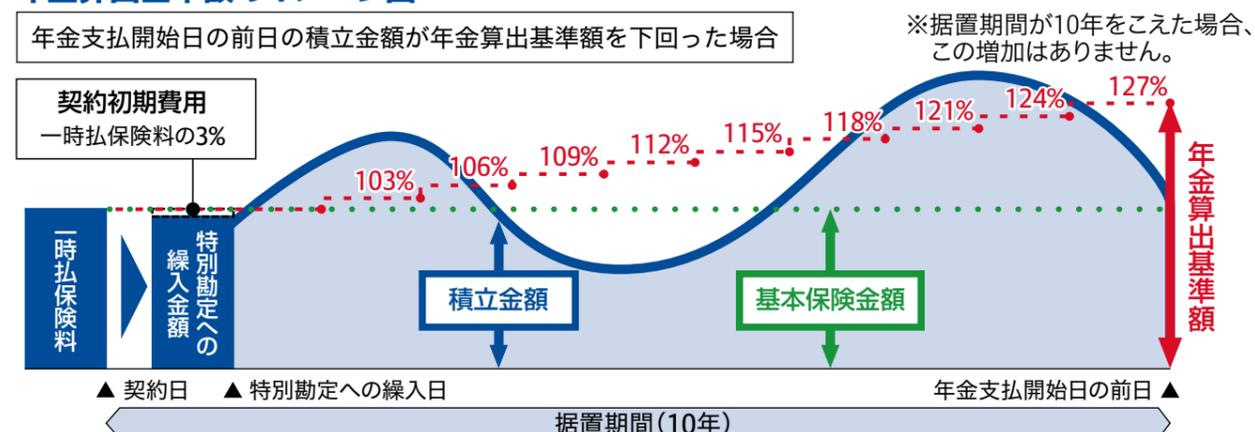
- 記載の運用利回りは、保険契約関連費用、資産運用関連費用の控除後のものです。また、上限または下限を示すものではありません。実際の運用実績は-5.0%を下回る場合があります。
- 記載の数値は、特別勘定の運用利回りが据置期間および年金支払期間を通じて一定で推移したものと仮定して計算したもので、将来の支払額をお約束するものではありません。また、年金支払回数を年1回として計算し、税金を考慮していません。

年金算出基準額

年金算出基準額は年3%単利で毎年増加しますので、据置くことで、最低保証される年金額が毎年アップします。

- 年金算出基準額とは、第1回の年金額を計算する際に基準となる額のことをいい、ご契約時は基本保険金額と同額です。
- 据置期間中は、特別勘定の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日ごとに基本保険金額に対して年3%単利で最高9回にわたり増加します。
- 年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を上回った場合は、年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額となります。

年金算出基準額のイメージ図



年金額算出率

- 年金額算出率とは、年金額を計算する際に用いる割合のことをいい、契約日における基準金利および年金支払日における被保険者の年齢に応じて決まります。
- お客さまのご契約の基準金利は、ご契約後に変更されることはありません。

	被保険者の年齢									
	51歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～73歳	74歳～76歳	77歳～79歳	80歳～82歳	83歳～90歳	
2.5%未満	2.7%	2.8%	3.2%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.3%	5.8%	
2.5%以上2.7%未満	2.9%	3.0%	3.4%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.5%	6.0%	
2.7%以上2.9%未満	3.1%	3.2%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.7%	6.2%	
2.9%以上3.1%未満	3.3%	3.4%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.9%	6.4%	
3.1%以上3.3%未満	3.5%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.1%	6.6%	
3.3%以上3.5%未満	3.7%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.3%	6.8%	
3.5%以上3.7%未満	3.9%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.0%	6.5%	7.0%	
3.7%以上3.9%未満	4.1%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.7%	7.2%	
3.9%以上4.1%未満	4.3%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.0%	6.4%	6.9%	7.4%	
4.1%以上4.3%未満	4.5%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.6%	7.1%	7.6%	
4.3%以上4.5%未満	4.6%	4.7%	5.1%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.2%	7.7%	
4.5%以上4.7%未満	4.8%	4.9%	5.3%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.4%	7.9%	
4.7%以上4.9%未満	5.0%	5.1%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.6%	8.1%	
4.9%以上5.1%未満	5.2%	5.3%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.3%	7.8%	8.3%	
5.1%以上5.3%未満	5.4%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.5%	8.0%	8.5%	
5.3%以上5.5%未満	5.6%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.3%	7.7%	8.2%	8.7%	
5.5%以上	5.8%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.5%	7.9%	8.4%	8.9%	

年金算出基準額と第1回の年金額の計算例

※年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を下回ったと仮定しています。

ご契約例：契約年齢60歳 一時払保険料 100,000米ドル 据置期間5年
年金支払開始年齢65歳 基準金利 4%(年金額算出率5.2%)

年金算出基準額…………… 100,000米ドル + 100,000米ドル × 3% × 4回 = **112,000米ドル**
第1回の年金額…………… 112,000米ドル × 5.2% = **5,824米ドル**

●基準金利は、毎月1日に設定されます。お申込日から契約日までの間に基準金利が変更になった場合、年金額算出率はお申込日時点と異なることがあります。

特別勘定終身年金

- 年金支払開始日以後も積立金は特別勘定による運用が行われ、被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金受取人に年金をお支払いします。
- 最短で契約日の1年経過後の契約応当日から、年金をお支払いします。ただし、年金支払開始日の被保険者の年齢は51歳から90歳となります。
- 年金をお支払いした場合には、積立金額からお支払いした年金額と同額を減額します。
- 積立金がなくなった場合でも、被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金をお支払いします。
- 年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになったときに、年金受取人の権利および義務のすべてを承継して、引き続き年金を受取る人のことを後継年金受取人といいます。ご契約者は、この後継年金受取人をあらかじめ指定することができます。

第1回の年金額

・年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、契約日における基準金利および年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります。

第2回以後の年金額

① 年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合

$$\text{前年の年金額} \times \frac{\text{年金支払日の前日の積立金額}}{\text{前年の年金支払日の前日の積立金額}}$$

② 年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額以下の場合

$$\text{前年の年金額}$$

③ 年金支払日に被保険者の年齢が属する年齢区分が変わる場合

「年金支払日の前日の積立金額に、対応する年金額算出率を乗じた金額」と上記①または②の大きい方の額

・被保険者の年齢が91歳でむかえる年金支払日以後の年金額は、90歳時点の年金額と同額となります。

年金の分割支払(年金分割支払特約)

- この特約を付加することにより、年金額を分割してお受取りいただくことができます。
- 年金受取人のお申出により、年金支払日の月単位、2か月単位、3か月単位、半年単位のいずれかの応当日にお支払いします。ただし、分割後の1回の年金額が2万円に満たない場合は、年金の分割支払いのお取扱いはできません。
- この特約を付加するときは、年金円支払特約があわせて付加され、円によるお支払いとなります。(年金円支払特約について詳しくは13ページをご覧ください)
- 年金分割支払特約により年金額を分割して円でお受取りになる場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。(詳しくは13ページをご覧ください)

年金支払開始日の変更

- ご契約者のお申出により、年金支払開始日前に限り、アリアンツ生命所定の範囲内で、年金支払開始日を変更することができます。

年金の一括支払

- 将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払をお取扱いします。
- お支払額は、年金の一括支払に必要な書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。この場合の解約控除額は、年金の一括支払に必要な書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の翌日を解約日とみなして計算します。(解約控除について詳しくは12ページをご覧ください)



- 年金の一括支払をされた場合、お受取額の最低保証はありません(年金算出基準額を一括でお受取りいただくことはできません)。
- 年金の一括支払をされた場合、ご契約は消滅します。

死亡保障

■ 据置期間中の死亡保障(死亡給付金)

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が年金支払開始日前に亡くなったとき	被保険者の亡くなった日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1)積立金額 (2)基本保険金額	死亡給付金受取人

 ●責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、死亡給付金受取人・ご契約者の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

■ 年金支払期間中の死亡保障(死亡一時金)

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が年金支払開始日以後に亡くなったとき	被保険者の亡くなった日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1)積立金額 (2)基本保険金額から既払年金合計額を差引いた額	年金受取人 ※年金受取人が被保険者の場合には、後継年金受取人

※お支払額がゼロとなる場合は死亡一時金のお支払いはありません。

 ●責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、年金受取人の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡一時金をお支払いできない場合があります。

■ 遺族年金支払特約

- この特約を付加することにより、死亡給付金または死亡一時金を一時金にかえて年金でお受取りいただくことができます。
- 被保険者の亡くなった日(死亡給付金受取人または年金受取人のお申出によりこの特約が付加された場合は付加されたとき)を年金基金設定日とします。このとき、円支払特約があわせて付加され、円に換算した死亡給付金または死亡一時金を充当し、年金基金が設定されます。したがって、年金は円によるお支払いとなります。(円支払特約について詳しくは13ページをご覧ください)
- 遺族年金支払特約により年金を円でお受取りになる場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。(詳しくは13ページをご覧ください)
- 年金の種類は確定年金です。
- 年金支払期間は、この特約を付加したときに5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年の中からご選択いただけます。
- 年金額が10万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金の価額を一括で円でお支払いします。年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。
- 年金受取人からのお申出により、年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いすることもできます。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が複数の場合は、一括支払を行った年金受取人について消滅します。

 ●死亡給付金または死亡一時金をお支払いした後は、この特約を付加することはできません。
●年金額はご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金基金にもとづき、年金基金設定日時点の基礎率など(予定利率など)により計算され算出されます。

解約・一部解約

- ご契約の解約日・一部解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の翌日となります。
- 解約返戻金額は以下のとおりとなります。

解約	解約日の前日の積立金額 - 解約控除額
一部解約	一部解約請求額 - 解約控除額

※解約日または一部解約日が一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以前となる場合は、解約返戻金は解約日の前日の基本保険金額または一部解約請求額に相当する金額となります。

- 契約日から解約日(一部解約日)の前日までの年数が10年未満の場合、解約控除対象額に下表の経過年数に応じた解約控除率を乗じた額が解約控除額として差引かれます。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	10年以上
解約控除率	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

- 解約控除対象額は、解約の場合には一時払保険料となります。一部解約の場合には一部解約請求額(一時払保険料を上限とします)となります。

一部解約後の基本保険金額、年金算出基準額の計算例

例: 基本保険金額 100,000米ドル 年金算出基準額 103,000米ドル 一部解約請求額 30,000米ドル
積立金額 106,000米ドル

ご契約の一部解約が行なわれた場合、基本保険金額および年金算出基準額は、一部解約日の前日の積立金額に対する一部解約請求額の割合に応じて減額されます。

一部解約後の基本保険金額	$100,000\text{米ドル} - \left(100,000\text{米ドル} \times \frac{\text{一部解約請求額}}{\text{積立金額}} \right) = \text{約}71,698\text{米ドル}$
--------------	---

一部解約後の年金算出基準額	$103,000\text{米ドル} - \left(103,000\text{米ドル} \times \frac{\text{一部解約請求額}}{\text{積立金額}} \right) = \text{約}73,849\text{米ドル}$
---------------	---

-  ●一部解約後の基本保険金額が20,000米ドルを下回る場合または一部解約後の積立金額が10,000米ドルを下回る場合には、ご契約の一部解約はお取扱いできません。
- 年金支払開始日以後は、ご契約の解約・一部解約はお取扱いできません。
 - 年金支払開始日以後に年金の一括支払をされた場合にも、解約・一部解約と同様に解約控除額が差引かれます。
 - 解約返戻金には最低保証はありません。運用実績によっては一時払保険料を下回ることがあります。
 - ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

円によるお払込み・お受取り

- 「保険料円入金特約」、「年金円支払特約」、「円支払特約」を付加することにより、一時払保険料を円でお払込みいただくことや、米ドル建ての年金、解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りいただくこともできます。この場合、為替相場の影響を受けます。

■ 保険料円入金特約（一時払保険料を円でお払込みになる場合）

- 「保険料円入金特約」を付加することにより、一時払保険料を円でお払込みいただくことができます。
- この特約を適用した場合の米ドルへの換算は、アリアンツ生命が一時払保険料相当額を受領した日におけるアリアンツ生命所定の為替レート（保険料円入金特約為替レート）を用います。

■ 年金円支払特約（米ドル建ての年金を円でお受取りになる場合）

- 「年金円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての年金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、第1回の年金の請求時または年金支払開始日以後において年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、年金支払日またはアリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日のいずれか遅い日（アリアンツ生命所定の金融機関（株式会社三井住友銀行）の休業日の場合は、翌営業日）におけるアリアンツ生命所定の為替レート（年金円支払特約為替レート）を用います。

■ 円支払特約（解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りになる場合）

- 「円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての解約返戻金、死亡給付金、年金の一括支払の支払額または死亡一時金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、解約返戻金の請求時には保険契約者から、死亡給付金の請求時には死亡給付金受取人から、年金の一括支払または死亡一時金の請求時には年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、下表の円に換算する日におけるアリアンツ生命所定の為替レート（円支払特約為替レート）を用います。

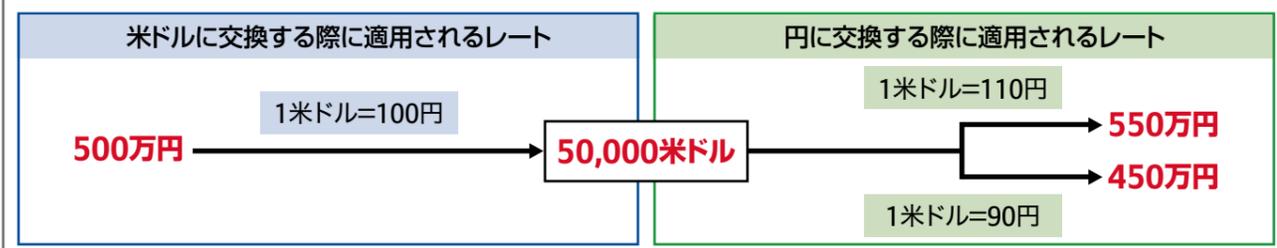
お支払項目	円に換算する日*
解約返戻金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌日
死亡給付金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日
年金の一括支払額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌日
死亡一時金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日

*円に換算する日が、アリアンツ生命所定の金融機関（株式会社三井住友銀行）の休業日の場合は、翌営業日となります。

為替相場による影響の例

- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

500万円を「1米ドル=100円」のときに米ドルに交換し、「1米ドル=110円」、「1米ドル=90円」のときに再び円に交換した場合



- 保険料円入金特約為替レートは、対顧客直物電信売相場仲値(TTM)+50銭となります。また、年金円支払特約為替レートおよび円支払特約為替レートは、対顧客直物電信売相場仲値(TTM)-50銭となります。対顧客直物電信売相場仲値(TTM)は、アリアンツ生命所定の金融機関（株式会社三井住友銀行）が公示するその日の最初の対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)の中間の値となります。

諸費用

- この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」、「米ドルのお取扱いにかかる費用」がかかります。

■ ご契約時にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用 ご契約の締結などにかかる費用	一時払保険料に対して 3%	特別勘定への繰入時に 一時払保険料から控除します。

■ 特別勘定による運用期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険契約関連費用 ご契約の維持・管理および年金・死亡給付金などを最低保証するための費用	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	毎日、左記の年率の1/365を 特別勘定の資産から控除します。
資産運用関連費用 特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して	特別勘定において主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.4%	毎日、左記の年率の日割額を 信託財産から控除します。



- 資産運用関連費用として、管理報酬（運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます）およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税（年次税）を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

■ 解約・一部解約などをされる場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 契約日から10年未満に 解約・一部解約または年金の 一括支払をされる場合にかかる費用	契約日からの経過年数に応じ、 解約控除対象額に対して 4.0%~0.4%	解約返戻金の支払時、 年金の一括支払時に 積立金から控除します。

■ 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 年金支払いの管理にかかる費用	支払年金額に対して 1%	遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、 年金支払日に責任準備金から控除します。



- 年金管理費は、将来変更されることがあります。

■ 米ドルのお取扱いにかかる費用

- 一時払保険料を米ドルでお払込みになる場合、保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、米ドル建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関にご確認ください。
- 一時払保険料を円でお払込みになる場合や、年金や死亡給付金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。このとき適用される保険料円入金特約為替レート・年金円支払特約為替レート・円支払特約為替レートと対顧客直物電信売相場仲値(TTM)との差額が特約適用時のご負担となります。

保険料円入金特約為替レート	TTM+50銭
年金円支払特約為替レート	TTM-50銭
円支払特約為替レート	TTM-50銭

※特約適用時の対顧客直物電信売相場仲値(TTM)は、アリアンツ生命所定の金融機関（株式会社三井住友銀行）が公示するその日の最初の対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)の中間の値となります。

- 上記の費用により、外国為替相場の変動がない場合でも、円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



- 外国為替手数料は、将来変更されることがあります。

税務

■ この商品に関する税金のお取扱い

- この商品では、ご契約にかかわるすべての金銭の授受は、米ドルで行われます(特約を付加しない場合に限り)が、日本において契約される生命保険契約であるため、税法上のお取扱いについては円建ての生命保険契約と同様のお取扱いとなります。
- 米ドルにて授受された金額を下表にもとづいて円に換算します。

項目	円に換算する日	換算レート (アリアンツ生命所定の金融機関*1が 公示するその日の最終のレート)
年金額	年金支払日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*2
死亡給付金額	相続税および贈与税の対象となる場合:被保険者の死亡日	対顧客直物電信買相場(TTB)
死亡一時金額	所得税の対象となる場合:支払日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*2
解約返戻金額	解約日または一部解約日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*2

*1 株式会社三井住友銀行

*2 対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)とは、対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)との中間の値となります。



- 保険料円入金特約を付加した場合、払込保険料は保険料円払込額を基準とします。
- 年金円支払特約または円支払特約を付加した場合、年金額または死亡給付金額などはアリアンツ生命所定の年金円支払特約為替レートまたは円支払特約為替レートによる円換算額を基準とします。

■ 生命保険料控除

- お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となり、1年間のお払込保険料に応じた一定の金額がその年の所得から控除されます。



- 生命保険料控除は、年金受取人および死亡給付金受取人がご契約者(保険料負担者)ご本人、配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)である場合に適用されます。
- 個人年金保険としては控除の対象となりません。また、保険料払込方法は一時払のため、お払込みの年のみ対象となります。

■ 解約返戻金にかかる税金

- ご契約の解約または一部解約をしたときの差益は、ご契約者と保険料負担者が同一人の場合、所得税(一時所得)および住民税の対象となります。

■ 死亡給付金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡給付金受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
		子	配偶者	

■ 年金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	
年金受取人がご契約者本人の場合	本人	本人または配偶者	本人	所得税(雑所得)+住民税
年金受取人がご契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	【年金支払開始時】贈与税 【年金受取時*】所得税(雑所得)+住民税

*各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入金額-課税部分の支払保険料)にのみ所得税が課税されます。

■ 死亡一時金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例				税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	
死亡一時金の受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者	本人または配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
死亡一時金の受取人がご契約者以外の場合	本人	本人	本人	配偶者	相続税
		配偶者	配偶者	子	贈与税

一時所得について

- 他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円をこえる部分についてはその2分の1の金額を他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費相当額} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$

* 収入(受取金額)を得るために支出した金額

年金受取時の雑所得について(相続・贈与後の年金受取の場合を除く)

- 雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{雑所得の金額(公的年金などを除く)} = \text{その年ごとに受取る年金額} - \text{必要経費}^*$$

* 必要経費 = 第1回の年金額 × (払込保険料総額 ÷ 年金支払総額の見込額)



- 記載の税務にかかわる説明は、平成23年2月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	50歳～75歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	30,000米ドル*1～5億円*2(100米ドル単位) ※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円*2をこえることはできません。 *1 保険料円入金特約を付加した場合は300万円以上(1万円単位)かつ保険料円入金特約為替レートで米ドル換算したときに20,000米ドル以上となります。 *2 アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	1年～40年(1年単位) ※年金支払開始時の被保険者年齢は、51歳～90歳となります。
付加できる特約	保険料円入金特約、年金円支払特約、円支払特約、年金分割支払特約、遺族年金支払特約
基本保険金額の増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

アフターサービス

郵送による 情報提供・サービス



● ご契約状況のお知らせ

四半期ごとに、保障内容、積立金残高、解約返戻金額などについてご契約者にお知らせします(年金支払開始日以後は、年金受取人にお知らせします)。

● 特別勘定運用報告書

四半期ごとに、特別勘定の運用実績、資産内容などの現況などについてご契約者にお知らせします。

● 特別勘定決算のお知らせ

毎年の決算後に、決算の概況などをご契約者にお知らせします。

ホームページによる 情報提供・サービス (インターネット・サービス)



アリアンツ生命
ホームページ <http://life.allianz.co.jp>

- ユニット価格の照会
- アリアンツ生命所定の為替レートの照会
- 特別勘定運用報告書
- 資産配分比率の照会
- 商品のご案内
- 最新の会社情報 など

電話による 情報提供・サービス (ご契約者向けテレホンサービス)



アリアンツ生命
カスタマーサービスセンター **0120-974-863**

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

- 積立金額の照会
- アリアンツ生命所定の為替レートの照会
- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内
- 各請求書類のお取寄せ など

ご検討・お申込みに際しましては、
「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから、必要な保険知識などについて、また「特別勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象などについて記載しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について
- 死亡給付金および死亡一時金をお支払いできない場合について
- 諸費用について
- 保険会社の責任開始期について
- 特別勘定および資産運用について
- 解約および一部解約について

■ 生命保険契約者保護機構について

アリアンツ生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構

電話 03-3286-2820 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアリアンツ生命の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。

変額個人年金保険は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、(社)生命保険協会に登録された者のみが募集を行なうことができます。ご契約に際しては必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。お客さまが生命保険募集人の登録状況・権限などおよび変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター 0120-974-863

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

■ 募集代理店からのお知らせ

この商品はアリアンツ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

保険契約に加入いただくか否かが、募集代理店における他の取引に影響をおよぼすことはありません。